

資料

令和 6 年度

事業計画・収支予算

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会

室 見 寮

目 次

- 1. 令和6年度 事業計画P～
 - (1) 事業概況P～
 - (2) 年間行事計画 P～
 - (3) 会議・研修計画 P

- 2. 令和6年度 収支予算P～

1. 令和6年度 事業計画

1. 令和6年度事業計画について

(1) 事業概況

母子生活支援施設「室見寮」は、児童福祉法第38条に基づき、ひとり親または、これに準ずる事情にある母子を保護し、自立促進のためその生活を支援することを目的とする児童福祉施設である。入所者にはDV被害や被虐待経験・精神疾患・知的障がい・外国籍など多様な背景があり、子どもたちには愛着障がいや発達障がい疑われる児童や、不登校などの課題を持つ児童もいる。このように複雑に絡み合った課題を持つ入所世帯に対し、誠実で温かみのある支援を行なうことで、法人の基本理念である「安心して生活できる場と子育て支援」の実現を図る。

現在、定員50世帯、令和6年3月1日現在の充足率は80%(40世帯)である。経営安定のためにも充足率の向上は常に課題としている。県内の他の母子生活支援施設も同様の課題を持ち、互いに協力して母子生活支援施設のもつ機能や役割を広く自治体に知らせるためにパンフレットの送付などを予定している。

令和3年8月に改訂された福岡市保健福祉総合計画では「多様な主体との連携・共働による地域づくり」が目標に掲げられており、社会福祉法人の地域社会への貢献が求められている。まずは地域に退所した母子世帯への食支援から始めており、令和6年度は30世帯への支援を目標としている。また、食支援だけでなく、退所世帯へのアフターケアの充実を目指し、生活相談や子育て支援も気軽にできるような方法を検討する。

① 事業活動について

ア 管理運営について

(ア) DV被害を受けて入所する母子が多数を占めるなか、突然の入所にも対応できるよう受け入れ体制を整え、定員50世帯の利用を目指す。

(イ) 入所者へのサービス向上に努め、苦情に対しては第三者委員会を活用するなど適切かつ誠実な対応を行い、「公平」「公正」「中立」な施設運営に努める。また、今年度は自己評価を実施し、来年度の福祉サービス第三者評価に向け、更なる支援の質の向上に努めていく。

(ウ) 子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力等からの様々な暴力から自分の心とからだを守ることができるように、暴力防止のための予防教育プログラムとしてCAPプログラムを実施する。職員、母、子、それぞれがワークショップを受講し、それぞれの立場で理解し暴力防止の方法について学ぶ。

イ 母子を対象とした支援について

(ア) 利用者にとって、母子生活支援施設が「安心できる生活の場」「子育て

の場」として存在すべく、利用者の主体性が尊重されるよう、子育てに不安を抱える母親、就労が難しい母親、経済観念の乏しい母親一人ひとりに応じた適切な支援を行っていく。また、退所後も安定した生活を送ることができるよう必要に応じて退所後の支援計画の作成・関係機関との連携を図る。アフターケアとして、退所後に電話にて生活状況の聞き取り相談を受けており、今年度も継続して実施していく。食支援やフードパントリーを実施し、退所後も気軽に来訪できる形を作る。

- (イ) 学習室（学童保育）においては、児童を温かく受け入れ、安全で安心して過ごすことができる場を提供していく。また、子どもが活動の主体となれるように「子どもサミット」を年2回開催し、取りまとめた意見を可能な限り学習室の行事や生活に反映させていく。

遊びにおいては、入所児童だけでなく地域で暮らす児童も気軽に過ごすことができる場として学習室を開放する。第5次福岡市子ども総合計画では、放課後や長期休暇の子どもの居場所へのニーズの高さが指摘されており、地域の児童が入所児童と一緒に参加出来るような行事を企画し、参加者の1割が地域児童となるよう周知を図っていく。

学習面においては、小学生には児童一人ひとりの能力に応じた学習支援を行い、希望する中学生にはボランティア講師による英語塾を実施する。また、インターネット特に SNS に関するトラブルについて、親子で学べる研修会を開催し、職員・保護者・子どもたちで理解を深めていく。

地域の不登校児童が家族以外との関わりを持てる居場所『こんね。』を継続していく。SNS 等を利用した周知活動やネットワーク作りを進め、不登校世帯からの相談回数を年度内に 10 回を目標とする。また、不登校児童をもつ『こんね。親の会』を年1回開催し、親と子の双方にアプローチすることで社会的な孤立を防ぐことを目指す。

- (ウ) 心理療法担当職員においては、不安感や不眠、気力減退など、心のケアが必要な母子について心理面接や遊戯療法を実施し、心理面のケアを行う。

面接室の開放日を設け、心理面接の敷居を低くする試みは、利用者の理解や注目のしやすい掲示物を新たに作成し直すこととする。

学童児において、学童保育（以下、学習室）利用者とのトラブルや学習室に馴染めない児童には、面接室内で児童のニーズに合わせて遊び、宿題のサポートなど、学習室以外で活動できる場として今後も提供していく。

また、利用者の辛さや主訴を十分理解した上で、疾患や障がいの可能性を本人や保護者に伝え、対象者の正確な理解を促す。薬や種類についても説明し、本人の同意と必要性がある場合は病院の予約・同行を実施する。医師へ生活場面の状況説明や、処方薬についても作用・副作用を診察中に確認する。薬の形状など（錠剤、液体など）本人が飲みやすいものを選び、

拒薬せずに服薬がなるべく継続できるように支援していく。

さらに、入寮検討者と直接話をする機会を設けるため職員が役所に出向く試みを行ったが、役所からの要請依頼は2回であった（うち1回は対象者のキャンセルにより実施できず）。アピール不足もあると思うため、パンフレットを再考し、充足率の向上と入寮予定者の状況把握に努めることとする。

最後に、一時保護中の対象者について、通院の支援はこれまでと同様とし、面接の希望があれば女性相談所に原則相談した上で実施し、保護期間中の不安状態の緩和や回避に努めるようにする。

(エ) 保育室では、0歳児、1歳児、2歳児、3歳以上児の4クラスで少人数の縦割り保育を実施している。

DV被害など様々な事情のある親子が1年を通じて入退所するため、保育室ではいつでも子どもを受け入れることのできるよう準備し、入所間もない母子が参加しやすい行事を取り入れていく。入所してすぐに利用できる保育室は保護者の就労だけでなく育児不安や精神安定のためにも必要であり、育児の不安や悩みに応えたり、家庭内の困りごとに対応したりする中で母親との信頼関係の構築に努め、共に子どもの成長を喜び合える関係づくりに努めていく。

毎日の活動の中で起床、食べる、遊ぶ、寝るといった基本的なことから生活リズムを整え、規則正しい生活習慣が身につくよう援助していく。衛生的で安全な環境の中、家庭的雰囲気大切に、安心感を与えられるよう子どもの気持ちに寄り添い、こまやかなスキンシップを意識した保育を実施していく。

一人ひとりの子どもの成長・発達・性格を理解し、発達障がいや愛着障がいなど発達に疑いがある時は専門機関と連携を取り保護者を支援するとともに子どもが育ちやすい環境を整えていく。

退所後のアフターケアとして預かり先のない子どもを保育室で預かっていく。

(オ) 給食室では旬や季節を感じられるような材料を取り入れ、安全・栄養面に留意し、一人ひとりの年齢や発達に応じて献立内容の工夫をしていく。また、行事食（七夕・クリスマス・お正月・ひなまつり等）はランチプレートに盛り付け、目でも楽しめるようにする。アレルギー児には医師の指示に基づいて、保護者と話し合いをしながら除去食や代替食を提供していく。毎月、以上児を対象にした食育を行い、未満児も参加できるものは一緒に行う。クッキング・給食室のお手伝い・日本の伝統行事や行事食など、豊かな食体験を重ねて、食を営む力を育てていく。

② 小中学校との連絡会について

小中学校との連絡会を定期的に行い、学校での様子や施設での母子の状況を共有していく。また、地域に退所した世帯の状況についても情報を収集し、必要に応じてアウトリーチを含めたアフターケアを実施する。小学校新入学者に関しては、幼保小連絡会を通して情報提供を行っていく。

③ 地域との交流と支援について

地域との交流として、地域清掃への職員や入所者の参加、小田部中央公園内の花壇に花を植える活動など、地域と連携しながら校区の美化活動に貢献する。また地域の子育て支援や食支援などについては、継続して活動できるよう助成金の活用などを模索し、令和7年度の自立支援担当職員の配置を目指す。さらに、福岡県より要請されている災害派遣福祉チームに職員を登録し、自然災害の発生時には、一般避難所に避難される地域の災害時要配慮者に対して福祉的側面から支援を行っていく。

④ ボランティアについて

各種ボランティア・実習生を受け入れ、子どもの生活・学習支援補助及び、行事・学童保育補助等協力を仰ぎながら、その活動を通して施設の透明性の確保と児童福祉施設の理解を深めていく。

⑤ リスクマネジメントについて

事業継続計画（BCP）をはじめとした各種計画に基づき、訓練や備品の整備を進め、災害時被害を最小限に抑える減災を目指す。また、ヒヤリハット等を用いた事故予防に努める。

⑥ 施設の維持補修について

施設内整備における維持補修については、経年劣化が進んでいる箇所を中心に各セクションの意見も取り入れながら修繕計画を作成し、防火扉の交換工事など複数年に分けて工事を計画的に実施していく。また、職員用靴箱の整備など職員の福利厚生の実充も図っていく。

【令和6年度予定】

- ・寮舎 防火扉交換工事
- ・学習室 ホワイトボード取替工事
- ・保育室 幼児用靴箱交換工事
- ・管理棟 職員靴箱交換工事